

旭川市いじめ問題再調査委員会運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 旭川市いじめ問題再調査委員会（以下「委員会」という。）の会議の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）及び旭川市いじめ防止等連絡協議会等条例（平成31年旭川市条例第8号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（基本方針）

第2条 委員会は、いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定。以下「方針」という。）及びいじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省。以下「ガイドライン」という。）に基づき、常に公平性、中立性の確保に努め、令和4年9月12日付けで旭川市いじめ防止等対策委員会から旭川市教育委員会に答申されたいじめの重大事態に係る調査の結果について、更なる調査の必要性が認められる点を重点的に調査することを基本方針とする。

（調査審議内容）

第3条 条例第17条に規定する調査審議を行う事項は、次に掲げるものとする。

- (1) いじめの認定の再検証
- (2) いじめと自死との関連性の再検証
- (3) 学校及び市教委の対応についての再検証と再発防止策の提言

（調査方法）

第4条 委員会が実施する調査は次に掲げる方法による。

- (1) いじめの重大事態に係る調査報告書（令和3年6月4日付諮問に対する答申）の検証
- (2) 委員会で決定した方針に基づく必要な調査の実施（なお、委員会は実施にあたり、教育委員会、学校又は旭川市いじめ防止等対策委員会から調査に関する資料の提供を求めるとともに、生徒へのアンケートや教職員、生徒、保護者、その他の関係者・関係機関からのヒアリング及び現地調査等を実施することができる。）
- (3) 遺族からの意見聴取

(4) その他委員会が必要と認める方法

(特別委員)

第5条 条例第18条第2項に規定する特別委員は、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 前条各号に掲げる方法による調査
- (2) 委員会に対する専門的な知見からの助言
- (3) その他委員会が必要と認める事項

(会議)

第6条 委員長は、条例第21条において準用する第14条第1項の規定に基づき委員会の会議を招集しようとするときは、委員及び特別委員に対しあらかじめ日時、場所、議題その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りではない。

2 特別委員は招集された会議において審議に参加することができる。ただし、条例第21条において準用する第14条第3項に規定する議決権は有しない。

(会議の開催方法)

第7条 会議は、参集又はオンラインにより行う。

(事務局)

第8条 記録の作成、外部への連絡その他必要な事務を補助するために事務局を置き、子育て支援部子育て支援課の職員がこれにあたる。ただし、事務局職員は特に委員長からの要請がない限り、再調査には加わらない。

(会議の非公開)

第9条 委員会は第2条及び第3条の規定に基づき調査審議を行うことに鑑み、審議の内容が旭川市情報公開条例（平成17年旭川市条例第7号）第7条各号に掲げる事項又は第8条に規定する事項（同条各号に掲げる事項を除く。）のいずれかに該当することとなるため、原則として非公開とする。ただし、審議の内容が同条例第7条各号に掲げる事項及び第8条に規

定する事項（同条各号に掲げる事項を除く。）のいずれにも該当するおそれがないと委員会が認める場合に限り，会議の一部又は全部を公開するものとする。

（会議録の作成等）

第10条 委員会は，その会議が終了した後，速やかに，当該会議の記録を作成する。

（遺族への説明）

第11条 委員会は，方針及びガイドラインに基づき，遺族に対し適宜，適切な方法で調査の進捗等の経過報告を行う。

（調査報告）

第12条 委員会は，報告書により調査結果を市長に報告するとともに，遺族に対して十分に説明する。

2 市長は，前項の報告を受けたのち，遺族と協議の上，調査報告を公表する。ただし，旭川市情報公開条例（以下「情報公開条例」という。）第7条各号に掲げる事項又は第8条に規定する事項（同条各号に掲げる事項を除く。）のいずれかに該当するおそれがあると委員会が認める場合を除くものとする。

附 則

この要綱は，令和4年 月 日から施行する。